

畜 第 1 0 0 号
令和 2 年 4 月 22 日

各市町村長
畜産関係団体の代表者 } 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

畜産事業者に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、4月16日に、政府において、本県を含む全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

今後、畜産事業者新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合、業務の継続に支障をきたすおそれがあることから、農林水産省が公表している「畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び業務継続に関する基本的なガイドライン」を畜産事業者へ周知徹底するなど、感染拡大の防止及び業務の継続について、万全を期していただきますようお願いいたします。

【担当】 畜政担当 吉田、大崎

電話 019-629-5723 FAX 019-623-0201

E-mail AF0009@pref.iwate.jp

